

会 議 録

会議の名称	小金井市名誉市民選考委員会（第1回）
事務局	企画財政部広報秘書課秘書係
開催日時	平成30年2月24日（土）午前10時00分～午前10時35分
開催場所	小金井市役所第一会議室（本庁舎3階）
出席者	委員長 真山 茂樹 委員 委員長職務代理者 小屋 多恵子 委員 委員 清水 学 委員 中重 喜代子 委員 中村 彰宏 委員 佐藤 容子 委員 福田 奈奈子 委員 村越 政雄 委員 欠席委員 田中 康雅 委員
事務局	企画財政部長 天野 建司 広報秘書課長 天野 文隆 広報秘書課長秘書係長 佐々井 理 広報秘書課秘書係主任 内村 亜矢
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	—
傍聴不可等の理由等	小金井市名誉市民条例第7条第9項により、原則として公開しない。
会議次第	1 開会 2 市長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員自己紹介 5 事務局紹介 6 議 題 （1）委員長の互選について （2）委員長職務代理者の指名について （3）会議録の取扱について （4）名誉市民の選考について 7 諮 問 8 連絡事項 次回委員会の議題及び開催日について 9 その他 10 閉会
会議結果	別紙のとおり
会議資料	資料1 小金井市名誉市民選考委員会 委員名簿 資料2 第1回小金井市名誉市民選考委員会 席次 資料3 小金井市名誉市民条例 資料4 小金井市名誉市民条例施行規則 資料5 小金井市市民参加条例（抜粋） 資料6 小金井市市民参加条例施行規則（抜粋）

会 議 結 果

事務局 : ただいまより第1回小金井市名誉市民選考委員会を始めさせていただきます。皆様には大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は広報秘書課長の天野と申します。委員長の互選が終了するまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。資料1といたしまして、小金井市名誉市民選考委員会委員名簿、資料2といたしまして、第1回小金井市名誉市民選考委員会席次、資料3といたしまして、小金井市名誉市民条例、資料4といたしまして、小金井市名誉市民条例施行規則、資料5といたしまして、小金井市市民参加条例(抜粋)、最後に資料6といたしまして、小金井市市民参加条例施行規則(抜粋)となっております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿いまして、進行させていただきます。

初めに、委員会の開催に当たりまして、市長の西岡よりご挨拶をさせていただきます。

市 長 : おはようございます。小金井市長の西岡真一郎でございます。

本日は、ご多忙にもかかわらず、第1回小金井市名誉市民選考委員会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、選考委員にご就任いただきましたこと、あわせて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本市は、本年10月1日に市制施行60周年を迎えます。昭和33年10月1日に市制に移行して60周年を迎えることとなります。既に市民公募や市民投票を終えまして、ロゴマークやキャッチコピーを決定いたしました。これからさまざまな事業が予定をされているところでございます。この大きな節目の年に当たり、新たに名誉市民を選定するため、皆様にお集まりをいただきました。ご案内のとおり、現在、小金井市では、作詞家の星野哲郎氏、アニメーション映画監督の宮崎駿氏のお二人が名誉市民となっております。市制施行50周年の平成20年に、初めてこのお二人の方を名誉市民に決定しました。この委員会では、それに続く方を選定していただくということになります。小金井市にゆかりのある方で、社会文化などの興隆に顕著な功績のあった方に名誉市民の称号を贈ることにより、市民の皆様が小金井市の誇りとなる方が小金井市にいらっしゃるということを広く知らせることができ、それによって市民の皆様が夢と希望を与えることができれば幸いです。

市民の皆様が誇りに思える、小金井市にふさわしい名誉市民を選考するに当たり、どうか皆様のお力をお貸しください。限られた審議時間でございますが、よろしくお願いいたします。

事務局 : 続きまして、委嘱状の交付でございます。

名簿の順に従いまして、順次お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。

清水学様。

市 長 : 委嘱状。清水学様。小金井市名誉市民選考委員会委員を委嘱する。期間、平成30年2月24日から平成32年2月23日まで。平成30年2月24日、小金井市長、西岡真一郎。よろしくお願いいたします。

事務局 : 中重喜代子様。

- 市長 : 委嘱状。中重喜代子様。小金井市名誉市民選考委員会委員を委嘱する。以下同文です。
小金井市長、西岡真一郎。よろしく申し上げます。
- 事務局 : 中村彰宏様。
- 市長 : 委嘱状。中村彰宏様。小金井市名誉市民選考委員会委員を委嘱する。以下同文です。
小金井市長、西岡真一郎。よろしく申し上げます。
- 事務局 : 佐藤容子様。
- 市長 : 委嘱状。佐藤容子様。小金井市名誉市民選考委員会委員を委嘱する。以下同文です。
小金井市長、西岡真一郎。よろしく申し上げます。
- 事務局 : 真山茂樹様。
- 市長 : 委嘱状。真山茂樹様。小金井市名誉市民選考委員会委員を委嘱する。以下同文です。
小金井市長、西岡真一郎。よろしく申し上げます。
- 事務局 : 福田奈奈子様。
- 市長 : 委嘱状。福田奈奈子様。小金井市名誉市民選考委員会委員を委嘱する。以下同文です。
小金井市長、西岡真一郎。よろしく申し上げます。
- 事務局 : 村越政雄様。
- 市長 : 委嘱状。村越政雄様。小金井市名誉市民選考委員会委員を委嘱する。以下同文です。
小金井市長、西岡真一郎。よろしく申し上げます。
- 事務局 : 小屋多恵子様。
- 市長 : 委嘱状。小屋多恵子様。小金井市名誉市民選考委員会委員を委嘱する。以下同文です。
小金井市長、西岡真一郎。よろしく申し上げます。
- 事務局 : 続きまして、各委員の方々から簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。名簿の順に従いまして、清水様から順にお願いいたします。
- 清水委員 : 改めまして、おはようございます。本町に住んでおります清水学と申します。こういう場は初めてですので、ちょっと緊張しておりますけれども、私も含めて、市民にとってもいい結果が残せる委員会になればなと思っていますし、お力になればと思っていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
- 中重委員 : 中重喜代子と申します。結婚をいたしまして、昭和31年に夢と希望を持って小金井に移り住みまして60年余りたちました。今年、市制60周年ということで、大変感無量でございます。その催しの一環に参加させていただくのは大変うれしいことでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 中村委員 : 初めまして。中村と申します。前原町に住んでおりまして、この度、栄えある名誉市民選考委員に選んでいただきまして、公募枠ということで、お世話になります。よろしく申し上げます。皆さんの足を引っ張らないように頑張りますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 佐藤委員 : 佐藤容子と申します。東京農工大学で、言語文化科学部門で英語を担当しております。本学は2つの学部がございますが、工学部は小金井市にございまして、普段から大変お世話になっております。どうぞこれからよろしくをお願いいたします。
- 真山委員 : おはようございます。東京学芸大学の真山茂樹と申します。専門は生物学で、生物教育をやっているということもありまして、現在、東京学芸大学の教員養成カリキュラム開発研究センターのセンター長もやっております。小金井市に住みまして約40年にな

ります。小金井市民として、今回はすばらしい人を人選できたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

福田委員 : 福田奈奈子と申します。佐藤先生と同じ中町で、農工大で子どもを育てたような感じでございます。毎年、市内外から約3,000人の方々にご来場いただく市民文化祭芸術文化フェスティバルを、NPO法人小金井市文化協会会員の約600人に参加してもらいやっております。どこまでお役に立つかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

村越委員 : 村越政雄と申します。小金井市商工会の会長を務めさせていただいております。日ごろは皆様方に大変お世話になっております。生まれは小金井ではないのですが、私のルーツというのは国分寺市でございます、小金井には昭和20年からずっと住んでおります。大変すばらしいところなので、商工会として市の発展に頑張りたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

小屋委員 : おはようございます。法政大学、小屋多恵子と申します。私は小金井キャンパスの理工学部にも所属しております、法政大学に赴任したのが2005年ですので、12年ほどになります。最初は小金井市、あまりご縁がなかったんですけども、そういうご縁をきっかけに、12年、こちらに通っております、自然豊かで、最初に来たときは、キュウリを買って帰ったぐらい、すばらしいところが東京の中でもあるんだなというふうに思っています。法政大学は小金井市民の方々に支えてもらいまして、住宅地にありますので、ご迷惑をおかけしながら、支えていただきながら、これまでやってこられたと思っております。何かお役に立てればと思っております、こちらに参りました。よろしくお願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。

なお、本日、福祉分野代表の田中康雅委員につきましては、ご欠席となっております。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。企画財政部長の天野でございます。

企画財政部長 : よろしくお祈りします。

事務局 : 事務局を務めさせていただきます、広報秘書課秘書係の職員です。

秘書係長 : 秘書係長の佐々井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

秘書係主任 : 秘書係主任の内村と申します。よろしくお願いいたします。

広報秘書課長 : 最後に、改めまして、私、広報秘書課長の天野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : 最初に説明すればよかったんですが、マイクの使い方、お話しいただく際に、一度ボタンを押していただくと、ここが赤く光ります。その状態でマイクがオンになりますので、お話しいただいて、お話し終わりましたら、またスイッチを押していただくと消える形になっております。この広さですので、そのままでも聞こえるかとは思いますが、一応、録音している関係もございますので、使っていただければと思います。

続きまして、議題に入らせていただきます。

初めに、委員長の互選を議題といたします。委員長につきましては、小金井市名誉市民条例施行規則第2条により、委員の互選によって定めるとされております。どなたか立候補または推薦される方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員 : 推薦させていただいてよろしいでしょうか。学芸大学の真山先生にお願いできたらと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : ただいま佐藤委員から真山委員の委員長へのご推薦がございました。異議ないということでございますので、委員長は真山委員にお願いしたいと思います。

それでは、真山委員、委員長席に移動をお願いいたします。

それでは、これより先の進行につきましては、真山委員長にお願いいたします。

委員長 : 皆様のご賛同を得まして、委員長をやらせていただきます、真山でございます。よろしくをお願いいたします。市制60周年ということで、郷土に誇れる人を選んでいこうということでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、最初、委員長職務代理者の指名をしなくてはいけないですね。私に何かあった場合に代わっていただく方でございますけれども、これを議題といたします。

事務局より説明を求めます。よろしく申し上げます。

事務局 : 事務局でございます。小金井市名誉市民条例施行規則第2条第2項におきまして、委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理すると規定されており、また、同条第3項におきまして、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理すると規定されております。この規定に基づきまして、委員長に委員長職務代理者をご指名していただきたいと存じます。

委員長 : 説明が終わりました。規則に従いまして、委員長職務代理者を指名したいと思います。法政大の小屋多恵子委員を指名したいと思います。小屋委員、いかがでしょうか。

小屋委員 : お受けいたします。

委員長 : ありがとうございます。それでは、小屋委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、会議録の取扱について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 事務局でございます。小金井市市民参加条例第6条におきまして、第1項、市の会議は、原則として公開する。第2項、公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。第3項、非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限ると規定されておまして、また、同条例第7条には、市民との情報の共有を図るために配慮し、努力しなければならない事項が掲げられており、その第1号として、会議録の公開がございました。本委員会は名誉市民候補者の個人情報を取り扱いますことから、非公開の会議となり、傍聴は不可となりますが、第6条第3項及び第7条の規定によりまして、会議録を作成し、それを公開する必要があり、その際は個人情報等の特に秘密を要すると認められる部分のみを非公開とすることになります。

次に、会議録の作成方法でございますが、小金井市市民参加条例施行規則第5条の規定に基づき、全文記録、発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録、この3つのうちから、当該審議会に諮って選択することとされております。事務局といたしましては、全文記録により作成し、公開に当たっては必要な部分のみを黒塗りするということを提案いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

委員長 : 事務局からの説明が終わりました。

会議録の作成方法についてお諮りしたいと思います。何かご意見等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

特段ご意見がないようですので、事務局の提案どおり、全文記録を作成するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議なしと認めます。

では、会議録の作成方法は全文記録といたします。

次に、名誉市民の選考について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 事務局です。それでは、小金井市名誉市民条例に沿いまして、ご説明をいたします。

まず、第1条、目的でございます。広く社会文化の進展に功績のあった者に対して、その功績をたたえ、もって市の社会文化の興隆に資することを目的とすると規定されております。名誉市民として選考するご本人の功績をたたえるだけではなく、そのことによりまして、市民の皆様が地域の誇りとなるような功績のある方が小金井市にいらっしゃるということを広く知らせ、市民の皆様が夢や希望を与えることにつながるものと考えております。

次に、第2条、称号を贈る条件でございます。市民又は市に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、学術、技芸その他広く社会文化の興隆に寄与し、その功績が特に顕著で、市民が尊敬するに値するものに対し、称号を贈ることができるとしております。従いまして、皆様には、本日、この後に諮問する候補者の方々が、この条件に照らしてふさわしい人物であるかをご審議いただくこととなります。

次に、第3条、名誉市民の選定でございます。名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定するとされております。従いまして、本日、市長から諮問をいたしまして、次回、答申をいただく予定でございますが、答申をいただいた時点では、まだ議会へ提案する候補者として選定された段階でありまして、最終的に決定するのは、議会で可決されて以降ということになります。第4条から第6条は省略をさせていただきます。ご質問がありましたら、後ほどお受けしたいと思います。

第7条は、本委員会についての規定でございます。今回は、第2項第1号に掲げる名誉市民の選定に関することにつきまして、市長の諮問に応じましてご協議いただき、次回、答申していただくこととなります。同条第3項から第5項までは説明を省略させていただきます。

同条第6項、委員の任期は、2年としておりますが、名誉市民の選考は特に規定はないものの、原則これまで市制施行周年記念とあわせて行っております。委員会の開催は最短でも5年ごとあるいは10年ごとになるものと考えております。したがって、皆様の実質的な任期につきましては、今回の候補者についての審議が終わるまでを想定しております。ただし、これはないことを願っておりますが、第2項第2号にありますとおり、称号の取消しに関することも本委員会の審議事項とされておりますので、名誉市民となられた方に、名誉市民としてふさわしくない行為が認められた場合は、急遽開催をお願いすることもございます。同条第7項については説明を省略いたします。

同条第8項、守秘義務についての規定でございます。候補者についてのプライバシーに関する審議をしていただきますので、本委員会で知り得た秘密につきましては、委員

の職を退いた後も含め、絶対に漏らさないよう、ご注意くださいと思います。特に答申が出るまでにつきましては、候補に挙がっていること自体が秘密となります。また、答申が出た後につきましても、議会に上程する前段で辞退されることも想定されます。したがって、候補者にかかわる個人情報に秘密であることは言うまでもありませんが、議会に上程するまでは、候補者名そのものが秘密事項となりますので、ご注意くださいようをお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

委員長 : 説明が終わりました。ただいまの説明にご意見等ございませんか。

村越委員 : 村越でございます。市長に基本的なことで質問したいと思うんですが、名誉市民というのは、小金井市において何人必要だよとか、絶対にいなきゃいけないよとか、そういったようなことはあるんでしょうか。

委員長 : 市長、お願いします。

市長 : まず、名誉市民の人数でございますが、特段規定はございません。したがって、今般、これから諮問させていただきますけれども、その結論を導いていただくのが皆様方となります。人数についての規定はありませんし、今回につきましても、何人ということでは決まっているわけではございません。以上でございます。

村越委員 : それに追加してもう一つ質問させていただきます。この時期に名誉市民の審議会を開くということは、60周年なので、名誉市民をここでもう一遍、どなたかいないかということを見ようとか、発掘しようとかという話なのか、それとも、近年において、大変国家的、あるいは市にとって名誉あることをなさった方がいるので、それを審議したいというのか、どちらでしょうか。

事務局 : 事務局からお答えいたします。結論から申し上げますと、後者のほうになります。この委員会では、誰かを選んでいただくということではなく、市長が、この方はどうでしょうかという形で諮問させていただきます。その方がふさわしいかどうかを審議していただいて、答申いただくという形になります。

村越委員 : ありがとうございます。了解いたしました。

委員長 : そのほか、ご質問等ございますか。なければ、これにて質疑を終了したいと思います。続きまして、次第の7番、諮問に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、市長の西岡より小金井市名誉市民の選定につきまして、皆様に諮問をさせていただきます。

市長 : 小金井市名誉市民選考委員会御中。小金井市長、西岡真一郎。小金井市名誉市民の選定について。諮問、小金井市名誉市民条例第7条の規定に基づき、下記の者を小金井市名誉市民として選定するに当たり、本委員会に諮問いたします。記、黒井千次、本名、長部舜二郎、毛里和子。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事務局 : 委員の皆様には、ただいまより事務局から諮問書の写しを配付させていただきます。

委員長 : ただいま市長から黒井千次の候補者について諮問をいただきました。事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 : まず、選出理由及び経過につきまして、概要をご説明いたします。

今回の候補者黒井千次の方につきましては、

黒井千次の方でございます。全ての方が現在も小金井市にお

住まいであるかにつきましては確認がとれておりませんが、条例上、名誉市民の称号を贈る条件といたしましては、市民又は市に縁故の深い者とされており、必ずしも在住でなくてもよいと理解をしてございます。

本市の名誉市民であります宮崎駿氏が [REDACTED] [REDACTED] でございます。現名誉市民と [REDACTED] というので、まず [REDACTED] を候補に挙げたところでございます。 [REDACTED] [REDACTED] でございますので、本市の条例において、名誉市民の称号を贈る条件に規定しております、社会文化の興隆に寄与し、その功績が特に顕著に相当すると考えたところでございます。そこで、ほかに [REDACTED]、すなわち [REDACTED] で、小金井にゆかりのある方がいないかということで確認したところ、 [REDACTED] されていたことが確認できたため、同様に候補に挙げたということでございます。 [REDACTED]

[REDACTED] されていますが、今回、小金井市にゆかりのある方の確認は、平成20年度以降に絞っております。その理由といたしまして、平成20年に現在の名誉市民の選出を行っていることから、それ以前における功績につきましては、その時点で一定確認済みであるという整理をさせていただきまして、それ以降のみを対象とさせていただいております。

続きまして、候補者それぞれにつきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、 [REDACTED] につきまして簡単にご説明いたします。 [REDACTED] [REDACTED] でございます。 [REDACTED] でございますので、候補者に決定しまして、議会に上程する場合は、 [REDACTED] となります。 [REDACTED] でございます。主な作品、受賞歴等につきましては、参考にお配りいたしました諮問事項のほうをご覧くださいと思います。小金井市とのかかわりとしては [REDACTED] [REDACTED] いただいております、少なくともその時点では小金井市に在住ということが確認できております。現住所につきましては、候補者に決定いたしましたら、受賞の意向確認とあわせ、確認したいと考えております。また [REDACTED] でございます。

[REDACTED] 黒井千次氏につきまして、簡単にご説明いたします。黒井千次氏は、本名、長部舜二郎、東京都出身、小金井市在住の作家でございます。年齢は現在85歳、5月生まれでございますので、候補者に決定し、議会に上程する場合は、その時点で86歳となります。 [REDACTED] でございます。主な作品、受賞歴、役職等につきましては資料をごらんいただきたいと思います。平成26年度に小金井平和の日制定を記念して実施いたしました作文コンクールの特別審査員を務めていただき、平成27年3月7日に開催いたしました小金井平和の日制定記念式典におきましては、入賞作品の講評をいただくとともに、平和への思いで講演をいただいております。 [REDACTED]

をいただいております。また、市の主催ではございませんが、昨年9月に上演されました小金井薪能におきまして火入れ奉行としてご出演もされております。

毛里和子氏につきまして、簡単にご説明をいたします。東京都出身、小金井市在住の政治学者でございます。年齢は現在78歳、1月生まれでございますので、候補に決定した場合も年齢は変わりません。公的な情報ではないのですが、平成26年にこがねいコンパスという市民団体が発信しているインターネット新聞のインタビューを受けている記事がございます。その時点で小金井市在住2年というご本人のコメントがございます。候補者に決定いたしましたら、受賞の意向の確認とあわせまして、現住所の確認をさせていただきたいと考えております。市主催事業への出演等のかかわりは、これまで確認できておりません。主な著書、受賞歴等につきましては資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

委員長：事務局の説明が終わりました。ありがとうございます。

それでは、諮問事項にかかわる協議は次回といたしますが、現時点でご質問、または確認しておきたいことがございましたらお聞きしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

清水委員：清水です。さっきの村越委員の質問にちょっとかぶってしまうかもしれないんですけども、このは、小金井にこれだけいい人がいるよという中から選んだのか、もしくは小金井にたまたま住んでいて、その中からこのでいいよと選んだのか、どちらなんですか。

委員長：事務局、お願いいたします。

事務局：どちらもというのが正直なところなんですけれども、取っ掛かりとしては、小金井市にこんなすばらしい方がいるよというところで選んだということになります。こんなすばらしい方という、それを図る指標といたしますか、一つの目安として、
させていただいて、それに該当する者がほかにいないかということで確認したところ、
挙がったという流れでございます。ですから、最初から
ということではなく、それにふさわしいということで探した方が、たまたま
を持っていたので、それを理由にしたのであれば、ほかにもいるのではないかということが言われるかもしれないということから、確認して、
挙がったというような流れになっております。

清水委員：ありがとうございます。

委員長：よろしいですか。ほかに何かございませんでしょうか。

特にないようですので、これで質疑を終了したいと思います。

次回、第2回の委員会におきまして、諮問事項の協議を行い、市長に答申をしたいと思っております。

次、次第の8、連絡事項に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局でございます。それでは、次回、第2回小金井市名誉市民選考委員会につきましてご案内させていただきます。開催日につきましては、事前に皆様からご都合をお聞かせいただき、なるべく多くの方にご出席いただけるよう、調整をさせていただいた結果、5月2日、水曜日、午後2時からといたしました。会場は本日と同じく市役所本庁

舎3階、第一会議室でございます。会議日程につきましては、初めに本日の議事録を確認いただき、続いて諮問事項についてご協議をいただき、答申をいただくという形で進めてまいる予定でございます。

なお、諮問事項につきましては、候補者名も含め議会に上程されるまでは秘密事項となりますので、繰り返しとなりますが、取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

委員長 : 以上で本日の日程は全て終了いたしました。皆様のご協力でスムーズな議事の進行ができましたことを感謝申し上げます。

これをもちまして、第1回小金井市名誉市民選考委員会を閉会させていただきます。本日はお疲れさまでございました。